

県職員によるボランティア活動の積極的な実施に係る意見集約の結果について
- 主な意見と対応状況 - 【総提出件数：122件】

1 地域・有志グループ・所属等を単位とするボランティア活動の実施について 人事課
【提出件数：108件】

(1) ボランティア活動の意義に関すること（43件）

〔主な意見〕

- ・ボランティア活動は強制されるものではなく、個人の自由意志から自発的に行われるべきである。
- ・県民の信頼回復は、県政への取り組みにより回復していくものであり、ボランティア活動によってできるものではないと考える。
- ・全員参加は、家庭環境等により活動が困難な職員にとって大きな負担である。

(2) ボランティア活動の具体的方法に関すること（40件）

〔主な意見〕

- ・ボランティア活動で想定される所属母体をあまり限定せず、町内会活動やPTA活動、スポーツ少年団の指導等もボランティアとして認めるべきである。
- ・現在実践している職員の活動実績等を把握し、他の職員へ紹介することにより活動を広めていってはどうか。
- ・ボランティア団体や活動実績等の情報提供をし、積極的にボランティア活動ができるような環境を整備してほしい。

(3) 職場での配慮（ボランティア休暇の取得等）に関すること（12件）

〔主な意見〕

- ・事務事業の見直し等を進め、ボランティア活動に参加できる時間がもてるよう職務環境を整備する必要がある。
- ・ボランティア活動のための休暇を取得できる職場づくりを進めてほしい。

(4) ボランティア活動の評価について（13件）

〔主な意見〕

- ・積極的にボランティア活動をしている職員を表彰する制度を設けてはどうか。
- ・ボランティアは職務ではないのに、職員調に「ボランティア活動」欄を追加することは、活動を強制する印象を与えるため、再検討すべきである。

ボランティア活動は職員の自主性に基づくものであり、回数を強制したり活動内容を限定するものではない。最終的な受け皿として所属母体を想定しているが、同様に活動の強制はしない。
 活動に参加しやすい職場環境を整え、全職員が自ら実践することを目指すものである。

2 災害復旧支援ボランティア活動の実施について 【提出件数：14件】

〔主な意見〕

- ・災害復旧支援活動は本来県職員の業務であるため、ボランティア活動ではなく職務で対応すべきである。
- ・ボランティア活動において負傷等した場合の保障を明確にすべきである。

災害復旧支援活動等公務として派遣すべきものについては、職務命令により対応することとする。